

平成21年第1回定例会意見書全文

「緑の社会」への構造改革を求める意見書

100年に一度と言われる経済危機の打開策として、各国政府は今、環境・エネルギー分野への巨額の集中投資と、それによる雇用創出を目指す、いわゆる「グリーン・ニューディール」を選択し始めている。米国のオバマ大統領が提唱し、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち出している。世界同時不況の様相を呈する中で、各国は経済危機を脱する道として「環境」を選んだと言える。

こうした世界的な動きの中で、日本政府も環境分野を経済成長の牽引役とする「日本版グリーン・ニューディール」をまとめる方針を固め、具体化に着手した。

我が国は環境分野で最先端の技術を持っており、それを生かすことで大きな経済効果や雇用創出が期待されている。また、環境保全と経済発展を結びつけ両立させることは、持続可能な社会を構築していく上でも極めて重要である。

経済危機の今こそ、「緑の社会」へと大転換するチャンスととらえ、「日本版グリーン・ニューディール」を推進すべきである。そして、我が国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきと考える。

よって、本市議会は国に対し、環境分野へ大胆に投資し、日本の誇る環境技術を駆使して環境産業を活性化させ、需要を喚起することで産業を振興し新たな雇用を創出するなど、「緑の社会」への構造改革を推進するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

千葉県議会

(提出先)

内閣総理大臣

衆議院議長

財務大臣

あて

参議院議長

あて

環境大臣

医療提供体制の拡充に関する意見書

小児科医や産科医を初めとした医療従事者の不足を背景に、病院が閉院に追い込まれたり、救急患者の受け入れ先の確保が困難になったりといった問題が全国的に広がっている。そのため、我が国の医療技術は国際的にも最高水準に近いにもかかわらず、国民は「最善の医療」を受けるのが難しいばかりか、生命すら脅かされるような危険に日常的にさらされている。

こうした問題を解消するために、医療現場では、病院勤務医等の医療従事者の勤務条件の改善、他の先進国並みの医師数を実現するための医師養成、医療従事者の資質を向上させるための教育・研修の充実などが課題となっている。

よって、本市議会は国に対し、医療崩壊を食いとめ、医療提供体制を立て直すために、下記の施策を早急に実施するよう強く要望するものである。

記

- 1 医療提供体制の立て直しのために十分な財源を確保すること。
- 2 医療従事者が不足している地域の要望を受け、自治体病院など医療機関に対して医師派遣の要請・あっせん等を行う機関を国や地方に設置すること。
- 3 医師の交代勤務制の促進、不払い残業の是正、当直を夜間勤務と位置づけることなど、病院勤務医の勤務条件を改善すること。
- 4 医療従事者が子育てや介護をしながら勤務を継続、あるいは復職しやすいよう、病院内保育所の整備など仕事と家庭の両立支援を拡充す

ること。また、一時休業中、離職した医師や医療従事者の復帰のための研修制度などの整備を促進すること。

5 実働医師数の正確な調査を行い、高齢化の進展に伴う医療需要増や医師の勤務条件改善を考慮した必要医師数を推計し、医師養成計画を策定すること。

6 当面は、先進国並みの人口当たり医師数を目指し、大学医学部の定員を大幅に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣

文部科学大臣

総務大臣 あて

衆議院議長 あて

財務大臣

参議院議長

厚生労働大臣

父子家庭に対する児童扶養手当の支給等を求める意見書

近年、家庭観や家庭機能の変化に伴い、家庭を取り巻く状況が大きく変わりつつある中で、離婚等によるひとり親家庭が増加しているが、長引く景気の低迷や経済状況の悪化に伴い、母子家庭だけでなく父子家庭の多くも、育児、教育、家事等の面で困難を抱え、経済的にも大きな悩みを抱えている。

現在、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当制度が設けられているが、母子家庭等を支給対象としており、父子家庭はその対象とされていない。子育てしながら働く場合、残業なし、単身赴任なし、などの条件により

収入が低下するケースが多く、年収300万円を下回る父子家庭が全体の約37%もあり、こうした収入の低い子育て中のひとり親に対する生活支援は、男女を問わず平等になされなければならない。男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、国及び地方において進めているところでもあり、父子家庭の子供たちも安心して、伸び伸びと健やかに成長し、保護者にとっても、子育てに伴う喜びが実感できる社会を構築することは重要な課題である。

よって、本市議会は国に対し、児童扶養手当法を改正し、一定の収入以下の父子家庭にも児童扶養手当を支給するなどの経済的援助、さらに家事支援等の父子家庭就業・自立支援を含む体系的な施策の整備・充実を図るよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

千 葉 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

衆議院議長

財務大臣 あて

参議院議長 あて

厚生労働大臣